

補助金情報

個人・世帯向け

子育て世帯・若年夫婦の住宅購入・改修の補助

①物価高騰の影響を受けている以下の世帯

- ①子育て世帯:中学生以下の子を扶養する世帯
- ②若年夫婦世帯:申請日の時点で夫婦の年齢を合計して満80歳以下の夫婦世帯

■多世代同居等新築住宅取得支援事業
住宅を新築か建売住宅を購入して親世帯と同居か近居する場合の新築住宅の取得を支援します。



▲多世代同居等新築住宅取得支援事業

補助額 30万円(定額)／対象世帯
対象物件 次の全てに該当するもの

- ・新築住宅(マンションを含む。)
 - ・令和5年4月1日以降に契約して令和9年3月31日までに取得予定の住宅
 - ・延べ床面積が75㎡以上のも
 - ・対象世帯が親世帯と同居又は近居(同一小学校区又は直線距離で2km以内)し、定住するための住宅であること
 - ・土砂災害特別警戒区域内に所在しないもの
- ※住宅取得(保存登記)前の申請が必要です。申請前に必ず相談してください。



▲子育て世帯等中古住宅取得支援事業

■子育て世帯等中古住宅取得支援事業
中古住宅の購入や、相続等により取得した中古住宅の改修を支援します。

補助額
・市内在住者:対象経費の2分の1(上限30万円)
・移住希望者:対象経費の2分の1(上限50万円)
※親世帯と同居か、近居の場合は10万円加算。

対象物件 次の全てに該当するもの

- ・一戸建ての中古住宅で、延べ床面積が75㎡以上のも
- ・3カ月以上居住されていないもの
- ・新耐震基準相当の耐震性を有するもの
- ・土砂災害特別警戒区域内に所在しないもの

※住宅購入・改修前の申請が必要です。



▲【フラット35】地域連携型HP

【共通事項】
※その他条件があります。詳しくは市HPをご覧ください。
※この補助金と併用することで、(独)住宅金融支援機構【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げることができます(詳しくは、(独)住宅金融支援機構HPをご覧ください。)

問まちづくり推進課(☎0848-38-9347)

公共下水道への接続を補助

公共下水道の供用開始から3年以内に行う接続工事に対し、工事費の一部を補助します。

【主な対象地域】

栗原西一丁目、山波町浜田、新浜一丁目、天満町
※順次整備(工事)を行っていますので、対象地域内でも、未供用区域や供用開始から4年以上経過した区域があります。

補助額

排水設備工事の完了時	限度額
供用開始日から1年以内に 工事(先行接続工事を含む)を完了したとき	100,000円
供用開始日から1年経過後2年以内に 工事を完了したとき	65,000円
供用開始日から2年経過後3年以内に 工事を完了したとき	50,000円
生活扶助世帯	255,000円
供用開始日から3年以内にくみ取り便所を撤去して 工事を完了したとき(上記の各補助額に上乘せ)	100,000円

- ※次の事項に該当する場合は、補助金交付の対象外です。
- ・市税や下水道事業受益者負担金等を滞納している場合
 - ・該当工事が、排水設備等の計画の確認を受けていない場合
 - ・事業計画区域外から公共下水道に接続しようとする場合
 - ・公共下水道に接続している既設の排水設備の改築と増築工事を施工する場合

問上下水道局経営総務課(☎0848-29-3411)

小型浄化槽の設置を補助

①次の①②を満たす人

- ①補助対象地域内で自己居住用の専用住宅(併用住宅等も含む)に小型浄化槽(10人槽以下)を設置する人
 - ②工事が令和9年2月15日(月)までに終了すること
- ※公共下水道事業計画区域、漁業集落排水・農業集落排水区域、団地等で共同の処理施設があり生活排水を処理している区域は補助の対象外。

■補助限度額

※補助対象工事と比較していずれか低い額を補助。

区分	5人槽	7人槽	10人槽
①改築(単独処理浄化槽・汲取り便槽から転換) ※同一敷地内での転換に限る(既存住宅の建て替えに伴う場合も含む)。	332,000円	414,000円	548,000円
②上記以外(新設する場合)(*)	166,000円	207,000円	274,000円

(*)市内で合併浄化槽の戸建て住宅に居住する人が新築する場合、浄化槽の設置された住宅を建て替える場合、既設浄化槽の更新・改築の場合は除く。

■上記区分①の人が次の工事を行う場合、補助額を加算します。

工事内容	補助額	
宅内配管工事	既設の住宅等に設置されたものの転換	330,000円
	新築と同様の増改築・建替えの場合	150,000円
既存設備の撤去に必要な工事(浄化槽設置にあたり撤去が必要で、同一敷地内に設置する場合に限る)	単独処理浄化槽の完全撤去	150,000円
	汲み取り便槽の完全撤去	120,000円

問上下水道局下水道課(☎0848-29-7010)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
日申請期間 場場所 対対象 内容 定定員 料料金 持持参物 電子メール HP ホームページ

事業者向け

▼創業支援 商工課 (☎0848-38-9182)

■建物の改修経費に対する補助

【補】令和9年1月29日(金)※予算がなくなり次第終了。
令和9年2月26日(金)までに創業(開業)し、実績報告を行うことが必要です。

◆市内で新たに創業する人(創業支援補助金)

【対】主な要件は次のとおり

- ①市内に新たに事業所を設置しようとしている新規創業者(本人か親族所有の建物の場合を除く。)
- ②特定創業支援等事業(※)を受けた証明書を有すること
- ③創業資金融資で事業所開設の設備資金を対象とする融資を受ける事業であること

補助額 建物の改修か修繕に要する経費の2分の1以内(上限50万円)



▲創業支援補助金



▲(※)特定創業支援等事業

◆移住して創業する人(開業支援補助金)

【因】広島県外で1年以上事業経営を行っており、尾道市に移住して1年未満の事業者が、市内で新たに事業所を開設するための、建物の改修経費を助成。

補助額 建物の改修か修繕に要する経費の2分の1以内(上限50万円)



▲開業支援補助金

◆若手創業者等応援給付金

【対】上記補助金の交付対象者のうち、尾道市転入直前に広島県外に1年以上居住しており、申請日時点で、転入から1年を経過していない、39歳以下の入

補助額 一律20万円

■創業資金融資の利子に対する補助

【対】次の①～③を満たす事業者

- ①市内に事業所を有している
- ②(株)日本政策金融公庫の創業に係る資金、広島県制度融資の創業支援資金の融資を受けて1年以内に創業した場合か、創業後1年以内に融資を受けた場合
- ③納税成績が良好

補助額 融資の当初2年間の支払利子相当額(年間上限30万円。1事業者につき1回限り。)

適用期間 令和9年3月31日までの融資実行分を対象
※融資実行日から60日以内に申請。



▲創業資金利子補給金

▼職場環境改善と生産性向上のための設備導入費用等を助成

人手不足、物価高騰の影響を受ける市内企業の新たな事業展開、賃上げ環境の整備を支援するため、職場環境の改善と生産性向上に資する設備投資等の取組みに必要な経費の一部を補助します。

詳しくはHPをご覧ください。(予算がなくなり次第、受付終了)

補助額 職場環境整備枠:職場環境改善に資する環境整備に要する経費の2分の1(上限250万円)

生産性向上枠:生産性向上に資する設備やシステムの導入に要する経費の2分の1(上限250万円)

申請 4月下旬～5月初旬受付開始



▲市HP

▼中小企業融資制度

市が信用保証料の半額を負担することで、信用保証協会より低い料率を設定している融資制度です。

【対】市内に事業所を有し、1年以上引き続き事業を営む、納税成績良好な中小企業者または事業協同組合等

融資制度の種類(令和8年4月1日現在)

資金の種類	運転資金		設備資金
	普通貸付	小口貸付	
融資限度額	会社・個人 事業協同組合等 1500万円 1800万円	会社・個人 500万円	会社・個人 事業協同組合等 2500万円 2800万円
融資期間	10年以内(うち据置6カ月以内)		10年以内(うち据置1年以内)
融資利率	短期年1.9%以下 (1.5%以下) 長期年2.1%以下 (1.7%以下)	短期年1.8%以下 (1.4%以下) 長期年2.1%以下 (1.7%以下)	年2.1%以下 (1.7%以下)
信用保証料率	所定の信用保証料率0.45%～1.9%うち 本人負担分0.225%～0.95% ※所定の料率から本人負担分へ引き下げた半額部分は市が負担。		

※普通貸付と小口貸付を併用する場合は、普通貸付の融資限度額内とする。

※融資利率のカッコ内の利率は、広島県信用保証協会の保証付きの場合に適用する。

※短期とは1年以内を、長期とは1年を超える融資期間内をいう。

※担保・保証人などは、取扱金融機関または広島県信用保証協会所定の方法による。

【申】商工課 (☎0848-38-9182)

市内金融機関、尾道商工会議所 (☎0848-22-2165)

因島商工会議所 (☎0845-22-2211)

尾道しまなみ商工会 (☎0848-44-3005)

尾道しまなみ商工会御調支所 (☎0848-76-0282)

尾道しまなみ商工会瀬戸田支所 (☎0845-27-2008)

▼空き家改修(新規創業)支援事業補助金

次の地域の空き家バンクに登録している物件を取得し、新たに年度内に創業するために必要な改修費用の一部を補助します。

補助額 建物の改修か修繕に要する経費の3分の2(上限30万円)

【対】次の対象区域で、空き家バンクに登録している物件

【町全域】
西土堂町、東土堂町、長江一丁目、長江二丁目、西久保町、東久保町、三軒家町、御調町、因島各町、原田町、木ノ庄町木梨・市原

【車が入れない路地に面した区域】

東御所町、土堂一丁目、土堂二丁目、十四日元町、久保一丁目、久保二丁目、久保三丁目、尾崎本町

※その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【補】令和9年1月29日(金)※予算がなくなり次第、受付終了。

【申】まちづくり推進課 (☎0848-38-9347)



▲市HP

